

Q&Aで

よくわかる

**預金法務**

の実務ポイント

高橋恒夫 著

経済法令研究会

## はしがき

多くの顧客とさまざまな取引を行う金融機関においては、迅速かつ正確な業務の遂行が求められ、そのためにはそれぞれの担当職務における実務知識とともに、実務の裏付けとなる法律知識が必要となります。

預金取引における業務は、預金の受入・管理・支払に大別されますが、ケースに応じてさまざまな法的・実務的留意点があり、それらに対する確に対応するためには、民法や民事執行法・犯罪収益移転防止法などの各種法令、普通預金規定・当座勘定規定などの各種約款に対する知識が必要であるとともに、実務に大きな影響を与える判例についての理解も不可欠です。

本書は、上記の点を踏まえ、預金取引におけるトラブル・相談についての確に対応できるよう、日常起こりうるさまざまな事例を設け、各種法令や判例等をもとにわかりやすく解説するとともに、実務対応についても具体的に解説しています。

なお、本書は、前書「営業店のための 預金法務Q&A」について全体の内容を見直すとともに、民法・個人情報保護法等の法改正や手形交換などの制度改正を反映して全面リニューアルしたものです。

金融機関にはさまざまな顧客が来店し、予期せぬ質問をされたり、双方の行き違いによりトラブルが生じることもあります。そのような事態に遭遇した際、的確に対応できるよう、預金業務に携わる方々が本書を日常業務の手引書として活用していただければ幸いです。

2023年1月

高橋 恒夫

## 目 次

### 第1章 預金取引の開始

#### 1 預金契約の成立等

Q 1	預金契約の性質と譲渡質入禁止特約の効力	2
Q 2	窓口入金による預金の成立	4
Q 3	外訪先での預金の成立	6
Q 4	他店券・当店券の入金による預金の成立	7
Q 5	振込による預金債権の成立と振込による債務弁済	9
Q 6	定期積金の成立と受入	11

#### 2 取引時確認等

Q 7	口座開設等とマネー・ローンダリング・ 疑わしい取引の届出	13
Q 8	口座開設等と取引時確認	16
Q 9	未成年者との預金取引と取引時確認	20
Q 10	妻による夫名義の預金口座の開設と取引時確認	22
Q 11	他店で取引時確認がなされている顧客の取引時確認	24
Q 12	外国人と預金取引をする場合の取引時確認	26
Q 13	会社と預金取引をする場合の取引時確認	28
Q 14	過去に本人特定事項を偽っていた疑いがある者との取引	32
Q 15	非対面取引またはオンラインで完結する 本人特定事項の確認方法	34

Q16	成年後見人等による口座開設	38
Q17	反社会的勢力による口座開設	42

### 3 預金の帰属

Q18	保険会社代理店名義の普通預金の帰属	44
Q19	マンションの管理費として管理組合から 委託を受けた管理会社名義の定期預金の帰属	46
Q20	依頼者からの預かり金を原資とする 預金の帰属（弁護士か依頼者か）	48
Q21	誤振込による預金の帰属	50

## 第2章 預金の払戻し、解約

### 1 預金の払戻し

Q22	本人以外の者への預金の払戻し	54
Q23	便宜払による払戻し	57
Q24	盗難カードによる預金払戻し	59
Q25	偽造カードによる預金払戻し	62
Q26	偽造印鑑による預金の払戻し	63
Q27	預金口座の不正利用	65
Q28	夫の入院費用を払い戻す場合	68
Q29	預金者が認知症になった場合の預金の払戻し	70
Q30	高齢の預金者に代わって家族が預金の払戻しをする場合	72
Q31	老人ホームの職員による入居者の預金の払戻し	73
Q32	成年後見人による多額の出金依頼と 後見制度支援預貯金の取扱い	74
Q33	預金規定の成年後見制度に関する免責約款の効力	76

Q34	預金払戻請求書の代筆	79
Q35	番号札の紛失	81

## 2 預金の解約

Q36	預金者以外の者による預金の解約申出	83
Q37	反社会的勢力であることが判明した場合の預金の解約	85
Q38	預金の中途解約に応じる際の留意点	87
Q39	当座勘定取引契約の解約	89

# 第3章 預金の管理

## 1 預金の相続

Q40	相続開始を知らなかった場合	92
Q41	預金者の死亡を知った場合の対応	94
Q42	共同相続人の1人による遺産分割協議前の 相続預金の払戻請求	96
Q43	葬儀費用としての相続預金の払戻請求	99
Q44	共同相続人のなかに未成年者がいる場合の 遺産分割協議前の払戻請求	101
Q45	共同相続人のなかに未成年者がいる場合の 遺産分割協議による払戻請求	103
Q46	共同相続人のなかに成年被後見人と成年後見人がいる場合	105
Q47	共同相続人の一部が行方不明の場合の遺産分割協議	107
Q48	相続預金の誤払	109
Q49	自筆証書遺言の有効性の確認	111
Q50	公正証書遺言の有効性の確認	115
Q51	遺言による遺言執行者の指定と就職の諾否	118

Q52	遺言執行者による相続預金の払戻請求 (特定遺贈または包括遺贈の場合) ……………	120
Q53	遺言執行者による相続預金の払戻請求 (「相続させる」旨の遺言の場合) ……………	122
Q54	特定財産承継遺言による相続預金に対する差押えの効力 ……	125
Q55	特定財産承継遺言における 相続預金の払戻し (法定相続分を超える場合) ……………	127
Q56	被相続人が外国人の場合の相続預金の取扱い ……………	129
Q57	相続人不存在と特別縁故者への対応 ……………	131
Q58	相続人以外の者への包括遺贈 ……………	134
Q59	相続人の1人による相続預金の残高照会・ 取引経過開示請求 ……………	136
Q60	普通預金の相続① (被相続人口座からの公共料金の引落し) ……………	138
Q61	普通預金の相続② (預金者の死亡後に振り込まれた家賃の帰属) ……………	140
Q62	普通預金の相続③ (アパートローン自動返済口座先の死亡) ……………	142
Q63	遺産分割協議後に胎児の存在が判明した場合 ……………	144
Q64	遺産分割協議後に認知による相続人が判明した場合 ……………	146
Q65	遺産分割協議後に遺言が発見された場合 ……………	148
Q66	当座勘定取引先の相続開始と生前振出小切手の支払 ……………	150
Q67	被相続人の普通預金口座への振入入金 ……………	152
Q68	被相続人の当座預金口座への振入入金 ……………	154
Q69	年金受入口座の預金者の相続開始 ……………	155
Q70	貸越金残高のある総合口座取引先の相続開始 ……………	157
Q71	投資信託受益権の償還金等の法定相続分支払の可否 ……………	159

## 2 遺言書保管制度

Q72	遺言書保管制度のメリット	161
Q73	遺言書の保管申請の方法等	163
Q74	保管されている遺言書の内容確認等	165
Q75	保管されている遺言書の有無の確認等	167

## 3 預金に対する差押えと支払

Q76	一般債権者による差押命令が送達された場合の対応	170
Q77	滞納処分による差押えがされた場合の対応	174
Q78	預金に対する差押・転付命令	176
Q79	差押えの競合と対応	179
Q80	差押・転付命令送達後の元の預金者への払戻し	182
Q81	自動継続定期預金に対する仮差押え	184
Q82	年金等受取口座に対する差押え	186

## 4 預金者の倒産

Q83	受任通知後の振込と払戻請求	189
Q84	破産手続開始の申立後に振込があった場合	191
Q85	破産手続開始決定後に普通預金口座に振込があった場合	192
Q86	破産手続開始決定後に当座預金口座に振込があった場合	194
Q87	破産管財人名義の預金の払戻し	196
Q88	預金者が民事再生手続開始決定を受けた場合	197
Q89	当座勘定取引先が民事再生手続開始申立に伴う 保全処分写しを持参してきた場合	199

## 5 預金者からの各種届出等

Q90	通帳・カードの紛失届の受理	201
Q91	改印届の受理	203

## 6 その他

- Q92 預金についての消滅時効援用の可否…………… 204
- Q93 個人事業主が法人成りした場合の預金の処理…………… 206
- Q94 休眠預金等について…………… 208

## 第4章 振込

- Q95 振込取引の法的関係…………… 212
- Q96 振込通知の役割と取消し、組戻し…………… 214
- Q97 先日付振込の取消しと組戻し…………… 216
- Q98 他店券による振込…………… 220
- Q99 振込の誤発信による「取消通知」への対応…………… 221
- Q100 依頼人のATMの操作ミスによる誤振込…………… 223
- Q101 被仕向金融機関による口座相違…………… 225
- Q102 被仕向金融機関の入金記帳ミスと仕向金融機関の責任…………… 226
- Q103 先日付振込と組戻し…………… 229
- Q104 振込送金事務の遅延等の責任…………… 233
- Q105 被仕向金融機関の受取人口座が  
解約されていた場合の取扱い…………… 237

## 第5章 預金取引と情報管理

- Q106 預金取引と守秘義務・個人情報保護法…………… 242
- Q107 税務調査と守秘義務・個人情報保護法…………… 245
- Q108 警察署の任意捜査等と守秘義務・個人情報保護法…………… 248



Q109	弁護士法23条の2に基づく照会と 守秘義務・個人情報保護法	250
Q110	情報提供命令と守秘義務・個人情報保護法	253

## 第6章 当座勘定取引と手形・小切手

Q111	当座預金口座開設時の金融機関の信用調査	258
Q112	当座勘定契約解約後の未使用手形の回収	260
Q113	当座勘定取引先の社長が死亡した後の手形の振出	262
Q114	個人当座勘定取引先が死亡した場合	264
Q115	金融機関の白地補充義務	266
Q116	手形・小切手の記載事項の訂正・抹消	268
Q117	手形要件（必要的記載事項）以外の手形の記載事項	270
Q118	振出日が満期日より後の手形の効力	272
Q119	振出日が休日の場合と満期日が休日の場合	274
Q120	手形・小切手の署名（法人の場合）	276
Q121	手形を偽造された者の責任	278
Q122	融通手形の取立依頼	281
Q123	住所、日付、被裏書人などが欠けている裏書の効力	284
Q124	被裏書人欄の記載を誤った場合の対応	286
Q125	裏書の連続	288
Q126	受取人・第一裏書人の同一性の判断	290
Q127	呈示期間経過後の小切手の支払呈示	292
Q128	呈示期間経過後の手形の支払	294
Q129	手形・小切手の紛失	296
Q130	小切手の紛失届	298
Q131	自己宛小切手の紛失届	300

Q132	記名式小切手の支払上の注意点と入金証明	302
Q133	実印が押印された小切手の支払	304
Q134	振出日前に取立依頼された先日付小切手	306
Q135	線引小切手における取引先の範囲	308
Q136	線引小切手の裏判の効力	310
Q137	複数の線引がなされている小切手の効力	312
Q138	小切手金額の複数記載	313
Q139	当座小切手と自己宛小切手との違い	314
Q140	電子交換制度	316

第1章

C H A P T E R 1

預金取引の開始

**Q**

1

## 預金契約の性質と譲渡質入禁止特約の効力

預金契約の性質はどのようなものですか。また、預金債権はいつ成立しますか。譲渡質入禁止特約の効力は譲受人等に対抗できますか。

**A**

answer

預金契約は消費寄託契約であり、当事者間の合意のみで成立する諾成契約です。また、預金債権は、その目的物（金銭等）を金融機関が受領した時に成立します。預金債権に付された譲渡質入禁止特約は悪意または重過失の譲受人等に対抗することができます。

### ▶ 解説 explanation

1

## 預金契約の法的性質

預金契約について判例は、「預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。」としています（最判平成21・1・22民集63巻1号228頁）。

そのうえで同判例は、「預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている。」としています。

民法は、寄託は当事者間の合意のみでその効力を生ずるとしており（民

法657条)、諾成契約としています。また、消費寄託は、原則として寄託の規律が適用されますが(同法666条1項)、消費貸借の規定は限定的に(同法590条・592条)準用するものとし(同条2項)、預金契約については、さらに同法591条2項および3項を準用(注)しています(同法666条3項)。

(注) 金融機関は、定期預金等の返還時期の定めの有無を問わず、いつでも払い戻すことができるので(同法666条3項・591条2項)、期限の利益を喪失した貸出債権等といつでも相殺することができます。

## 2 預金契約の成立と預金債権

預金契約が成立した後、その目的物である金銭等を金融機関が受領した時に預金債権が成立します。なお、預金者は、金融機関が現金等を受け取るまでの間に預金をする必要がなくなった場合は、成立した預金契約を解除することができますが、金融機関は、これによって損害を受けたときは、その賠償を請求することができます(民法657条の2第1項)。

一方、無報酬の受寄者であれば、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができますが、預金契約は、原則として書面によるものであるため、無報酬の金融機関(受寄者)であっても、現金の引渡しがないことを理由に、契約の解除をすることはできません(同条2項)。

## 3 譲渡質入禁止特約の効力

民法は、譲渡質入禁止特約などの譲渡制限特約が付された金銭債権であっても、有効に譲渡することができるとしています(民法466条2項)、預金債権に係る譲渡制限特約の効力については、悪意または重過失の譲受人その他の第三者に対抗することができるとしています(同法466条の5第1項)。預金債権について譲渡制限特約が付されていることについては、預金通帳や証書等に明記されており、これにより悪意・重過失とされた譲受人等との関係では、預金債権の譲渡や質入は無効となります。

**Q****2**

## 窓口入金による預金の成立

窓口に来店したAが、総合口座開設申込書に所定の事項を記入して窓口担当者に提出し、さらに現金100万円をバッグから取り出してカウンター上に置いたところ、何者かによって現金を強奪されてしまいました。申込書には普通預金への入金額100万円と記載されていましたが、この場合、Aの総合口座は開設されたことになるのでしょうか。

**A**

answer

Aの総合口座は、所定の事項が記載された総合口座開設申込書を金融機関の窓口担当者が受理した時点で開設されたこととなります。しかし、金融機関は、金銭の引渡しを受けていないので、100万円の返還義務を負うことはありません。ただし、カウンター上に置かれた金銭の保管について、金融機関の善管注意義務違反があった場合は、損害賠償請求されるおそれがあります。

### ▶ 解説 explanation

Aにより、氏名や金額等が記載された申込書で総合口座の新規開設の申込がされ、金融機関の窓口担当者がこれを承諾すると、その時点でAの総合口座が開設されたことになり、印鑑届等の所定の手続が完了すれば、残高0円の総合口座通帳を発行することができます。

また、質問の場合は、Aがカウンター上に現金100万円を置いたところ、

何者かによって強奪されてしまい、金融機関に引き渡されていないので、100万円の普通預金債権はこの時点では成立せず、100万円の返還義務を金融機関が負担することはありません。

なお、平成29年改正前民法下では、消費寄託契約は要物契約とされていたため、質問のような事案について判例は、預金契約ははまだ成立したとはいえないとし、金融機関の保管責任についても否定していますが（大判大正12・11・20法律新聞2226号4頁）、当該事案の原審では、金融機関の保管責任を認め、それを怠ったことに対し損害賠償を命じています。

実務の指針としては、控訴審判断が妥当であり、窓口担当者が応答した以上、以後金融機関に保管責任があるものと考えて安全保管に努めるべきです。

なお、金融機関は、成立した総合口座契約について、現金が引き渡されなかったことを理由に解除することはできません（民法657条の2第2項ただし書。Q1参照）。

**Q****3**

### 外訪先での預金の成立

渉外担当者が、取引先から定期預金預入のため金銭を預かったものの、帰店途中で紛失してしまいました。この場合、取引先の定期預金は成立しますか、また、当該定期預金の払戻請求がされた場合は、どのように対応すればよいでしょうか。

**A**

answer

渉外担当者が取引先から入金伝票を受領した時点で定期預金契約が成立し、現金も受領しているので定期預金債権も発生しています。したがって、帰店途中で紛失したとしても、金融機関は、定期預金元利金相当額の払戻義務を負うことになります。

#### ▶ 解説 explanation

預金契約は当事者の合意によって効力が生じる諾成契約と解されています（Q1参照）。

質問の場合も、渉外担当者が取引先から定期預金の申込書の提出を受け、これを承諾した時点で取引先との定期預金契約の効力が生じ、集金した時点で定期預金債権が発生します。その後、渉外担当者が当該金銭を横領したり帰店途中で紛失したとしても、金融機関は、取引先に対して定期預金元利金相当額の払戻義務を負うことになります（東京高判昭和46・12・7金融・商事判例306号14頁参照）。



## Q 4 他店券・当店券の入金による預金の成立

普通預金や当座預金に他店券や当店券の入金依頼を受けた場合、どの時点で預金が成立するのでしょうか。

## A answer

他店券入金の場合は、他店券の取立が完了した時に普通預金等の預金債権が成立し、当店券の場合は、当座勘定からの当店券の引落が完了した時に預金債権が成立します。

### ▶ 解説 explanation

#### 1 他店券入金の場合

他店券（手形・小切手等）入金による預金債権の成立時期については、取立委任説と譲渡説がありますが、判例・通説は取立委任説をとっており、普通預金規定や当座勘定規定、代金取立規定等は、この説に従った規定となっています。

取立委任説の考え方は、他店券の取立が完了した時に普通預金が発生する（不渡りになれば契約の効力が発生しない）というものであり（普通預金規定ひな型4条）、取立済みとなることを条件とする停止条件（注1）付預金契約と取立委任契約との結合した契約です。これに対し、譲渡説の考え方は、他店券の入金と同時に預金契約が成立し、不渡りになれば預金を取り消すというものであり、他店券の不渡を条件とする解除条件（注2）付預金契約とするものです。

なお、預金約款上は、通常、「証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限

の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません」と規定しています。民法においても、この預金約款によって預金債権の成立が判断されるため、要物性の有無にかかわらず、決済確認前は、預金債権は成立しないと解されます。

(注1) ある条件が成立した場合に契約の効力が発生するもの

(注2) ある条件が成立した場合に契約の効力が消滅するもの

## 2 当店券(小切手等) 入金の場合

当店券(小切手等) 入金による預金の成立時期については、当店券の振出人の当座勘定から当該小切手金額等の引落が完了した時に、当店券の取立が完了し普通預金等の債権が成立する(不渡りになれば契約の効力が発生しない) ことになります。

## Q 5 振込による預金債権の成立と振込による債務弁済

普通預金等に振込があった場合、どの時点で預金債権が成立するのでしょうか。また、振込によって債務を弁済した場合、どの時点で弁済したことになるのでしょうか。

### A answer

普通預金等に振込があった場合は、被仕向銀行の受入口座の勘定元帳へ入金記帳された時に預金債権が成立します。また、振込による債務者（振込依頼人）の債権者（受取人）に対する弁済の効力は、受取人の預金口座の勘定元帳へ入金記帳された時に発生します。

## ▶ 解説 explanation

### 1 振込による預金債権の成立時期

振込による預金債権の成立時期については、被仕向金融機関の受入口座（普通預金等）の勘定元帳へ入金記帳された時に、金融機関間の資金決済が完了していなくても、普通預金債権等が成立します。

なお、当該振込が、仕向金融機関の重複発信等の誤発信によるものであった場合や、被仕向金融機関の口座相違によるものであった場合は、誤振込先の預金債権は成立しません。ただし、振込依頼人の過誤によるものであった場合は、誤振込先の口座へ入金記帳された時に、誤振込先の預金債権が発生し、誤振込先が払戻請求権を取得します（Q21参照）。

## ② 振込による債務弁済と弁済の効力の発生時期

債務者（振込依頼人）の債権者（振込の受取人）に対する弁済が、債権者の預金口座への振込によることが許容されている場合、振込による弁済の効力発生時期について民法477条は、債権者が、その預金債権の債務者（金融機関）に対して、振り込まれた金額の払戻請求権を取得した時に、弁済の効力を生じるとしています。

振込による預金債権は、受取人の預金口座の金融機関の勘定元帳に入金記帳された時に発生し、振込金相当額の払戻請求権が発生するので、その時に債務者（振込依頼人）の債権者（受取人）に対する弁済の効力が生ずることになります。

## 〈著者紹介〉

**高橋 恒夫**（たかはし つねお）

1948年生まれ。1972年大阪銀行（現関西みらい銀行）入行。審査部（融資部）管理課長、審査課長、東京支店次長、東京支店副支店長、経済法令研究会顧問・専任講師を歴任。

### 主な著書

『Q & A でよくわかる 融資法務の実務ポイント168』『新訂 営業店の融資管理の実務』、『改訂 トラブル防止のための融資法務Q & A』、『店頭ミス防止のためのJ A貯金法務Q & A』、『金融取引別高齢者トラブル対策Q & A』、『新版 トラブル防止のための預金法務Q & A』、雑誌（『銀行法務21』『J A金融法務』）の連載、『特殊担保』（共著）、『企業倒産時の実務対策』（共著）、『銀行実務判例総覧』（共著）（以上、経済法令研究会）ほか論文多数。

---

## Q & A でよくわかる 預金法務の実務ポイント

---

2023年3月10日 初版第1刷発行

著 者 高 橋 恒 夫

発 行 者 志 茂 満 仁

発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン・本文レイアウト／アンシークデザイン 制作協力／地切修

制作／船田 雄 印刷／富士リプロ(株) 製本／(株)ブックアート

---

©Tsuneo Takahashi 2023 Printed in Japan

ISBN 978-4-7668-2491-9

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆  
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、  
当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) [メニュー](#) 下部の [追補・正誤表](#) )

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。